

「地域安全安心まちづくり推進法」の早期制定
及び関連諸施策の推進に関する意見書

近年、子供を初め、地域住民を巻き込んだ凶悪事件が頻発しており、防犯に対する国民の関心は高まっている。このような状況を反映し、民間交番の設置など、地域住民がみずから防犯活動を行う防犯ボランティア活動も活発化しており、昨年末時点で、地域住民による防犯ボランティア団体は、全国で3万1,931団体にも上っている。

安全で安心して暮らせる地域社会を築くためには、警察や自治体の取り組みに加えて、これら地域住民の防犯活動は欠かすことができないものとなっている。住民による防犯活動が活発化する中、ボランティア団体の活動等を多角的にサポートするための仕組みづくりが強く求められている。

このため、犯罪に強いまちづくりへの自発的な取り組みや防犯意識の向上のための活動を、国や自治体が総合的かつ計画的に支援することを責務とするよう明記した「地域安全安心まちづくり推進法」(仮称)を早期に制定し、全国的に関連する諸施策を積極的に推進することが緊急の課題となっている。

よって、国においては、安全で安心して暮らせる地域社会を築くため、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 「地域安全安心まちづくり推進法」(仮称)を早期に制定すること。
- 2 同法に関連する以下の諸施策を積極的に推進すること。
 - (1) 防犯ボランティア団体が民間交番を設置する際に公有地及び建物の貸し出しや、賃貸料補助等の財政支援などを行うとともに、防犯拠点を整備するための「地域安全安心ステーション」モデル事業の実施地区を全国2,000カ所へとふやすこと。

- (2) 子供の安全確保のため、スクールガードリーダー（地域学校安全指導員）等の配置を進めるとともに、公園、駅など多くの地域住民が利用する場所への子供用緊急通報装置の設置を促進すること。
- (3) 自治体への防犯担当窓口の設置を促進するなど、地域住民と自治体が地域の安全のために協力しやすい環境整備を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年 9 月20日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
総務大臣	増	田	寛	也	様
文部科学大臣	伊	吹	文	明	様
国土交通大臣	冬	柴	鐵	三	様
国家公安委員長	泉		信	也	様
衆議院議長	河	野	洋	平	様
参議院議長	江	田	五	月	様